

親の状況みつつ調整されるが、併設施設に措置変更が適当と方向づけがおこなわれた児童は児相と時期を検討し決定していく。

⑥保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

保護者に生活の場は変更されない事の説明を行った上で、児相より措置変更について説明が行われる。この際将来的な方向を確認する。

2. 他施設（里親を含む）に措置された児童について

①その理由（保護者や児童の特徴含む）

	1997	1998	1999
他施設	4	1	2
里親	2	2	3

他施設 兄弟の入所している施設に移動 重度の障害（虐待ケース）

親の状況 経済困難 父子家庭

里親 主に未婚の母

②引継の方法（該当児童養護施設との引継、児相との引継）

移行施設を訪問 宿泊を含め安心感をもって移行できるよう配慮する。（兄弟がいるため、なぜ生活の場を移したか子に理解しやすい）

移行会議をもつ（生育歴を伝える）

保護者の性格、意向に沿うように、無理のない形で慣らしていく。外泊などを受け入れられない状況の場合は、職員が子どもの家に泊まったりしながら、ならしていく。

里親 3ヶ月程度の研修後委託を行う。

外出→1泊外泊→2～3泊外泊→3～4外泊→10日外泊というように、徐々に慣らしていく。

③保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

他施設：入所時点で保護者と確認、具体的に動きは始める時期に慣らし通所に協力を依頼。遅くとも3ヶ月前には確認する。

里親：具体的に里親が研修に入る前に保護者に再確認が児相よりされる。

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無

他施設との交流あり、様子確認 また訪問する機会がある。

里親 手紙 里親の院への訪問 電話 参加行事あり

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係

日常的交流

②その後の保護者との関係

日常的交流

③施設・職員間の連携

日常的交流 合同会議にて援助について検討

4. 児相との連携

①事前打診の有無

入所時点で確認

年 3 回の報告書送付及び年 1 回検討会 日常的連絡にて調整確認をおこなう。

②保護者との連絡等の役割分担

面会の際保護者の相談を受ける。→児相に報告

最終決定は児相と保護者の協議

③施設訪問

a の回答に同じであるが、ケース検討会、および入所児の入所日に同伴された際協議することもある。

5. 年齢枠をはずす条件

現在は乳児院の方で幼稚園就園前（4 歳）まで養護している。年齢よりも、「親子関係を意識」が何となくできるようになるまでは、継続した関わりが必要。将来的には就学前（5 歳）までを見ていきたいと考えている。その判断ができる前に、生活場所が変わることは、子どもに心理的影響があると考え。小学生くらいになると、自分で自分を乗り越えていく力が備わってくる。

①職員

乳幼児ホームに児童養護施設職員配置

②施設設備等

同一建物内に併設

同ホームに家庭機能 自立に向かえる設備が設置

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

継続した保護者への働きかけが可能

6. 他施設へ措置変更がなされた事例および同一法人敷地内児童養護施設へ移行した事例のなかから処遇困難ケースを 1～2 お教えください。

同一施設 他施設 保護者の状況が改善されない

＜法人 2 6＞

1. 過去 3 年間の措置変で同一敷地内児童養護施設に移った児童について（乳児院）

①実数および入所児童との割合

	措置変更（同一敷地児童養護施設）	入所児童との割合	在籍児童との割合
平成 9 年度	9 名	82%	69%
平成 10 年度	6 名	83%	47%
平成 11 年度	5 名	50%	44%

②保護者や児童の特徴

入所理由別年度推移表によると、措置変更が行われた乳幼児の保護者については、ほとんどのケースにおいて何らかの不適切な養育の可能性が推察される。

養育拒否及び殆ど養育拒否	5 例
身体的虐待、ネグレクトの可能性	6 例
知的障害・精神障害による能力欠如	4 例
恣意的養育態度	3 例

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

措置変更児童（同一敷地内児童養護施設）（9—11 年度）	20 ヶ月
その他の児童	12 ヶ月

④長期養護が見込まれる場合には、同一法人内児童養護施設への措置変が前提か

長期養護が見込まれる場合には、同一法人内児童養護施設への措置変が前提

「その他の児童」とは、親元への復帰 1 例、他施設への措置が 2 例

⑤引継の方法

満 2 歳到達時に保健上その他の理由で措置延期が妥当すると考える児童の場合（傷病児・発達診断により発達上何らかの問題を認める幼児、早期家庭復帰が望める児童等）は、その理由を克明に記して児童相談所に「措置延期願い」を提出し協議する。この場合、現在までのところ、ほぼ当園の主張が認められてきた。

措置延長の理由が特にならない場合は、概ね 2 歳の誕生日をもって同一敷地内児童養護施設へ措置変更されるが、当園では原則として 2 歳 3 ヶ月まで乳児院で預かり、2 歳の時点で当該児童に見合った「ならし計画書」を作成し、園内幼児保育所と同一敷地内児童養護施設の承認を得てスムーズな移行を心がけている。

2 歳前	—	ケース担当者	「ならし計画案」
2 歳（措置変更）	—	一 家庭支援専門相談員	スーパービジョン
		施設長・主任	承認
		職員会議	「ならし計画書乳児院案園
内幼児保育所・児童養護施設の承認を得て「ならし計画書」へ」			

また、この間、ケースや事務の引き継ぎを行う。

措置延長児の場合も、措置変更により同一敷地内児童養護施設へ移行すると予測される 3 ヶ月前に同様の手続きを踏む。

保護者への説明は、施設長及び家庭支援専門相談員の担当となる。

2. 他施設及び里親へ措置変された児童（9・12 年度）について

難聴児。もうろうあ児施設（同法人）へ

→もうろうあ施設が乳児院の施設に会いに来る形でならしを実施。

未婚（高校生）の母による出産。当初から里親・養子縁組希望。（平成 12 年度）

このケースの場合は、当園が相談を受けた養子希望者（適正を確認）を当初から養親とし

て承認するよう児童相談所へ働きかけた。「県児童福祉審議会」開催まで 1 年以上待たされたが、その間養親と児童の愛着形成を充分行うことができた。この場合も終結期には「ならし計画」を作成し無理のない引き取りを心がけた。

児童相談所は養親を里親リストに登録させ、里親として措置変更を行った。

→1 年近くならしの機関を設ける。外泊機会を持ち、里親との関係を構築するよう努めた。児童相談所は里親と一緒に施設に遊びに来るなど、子どもとの関係構築の機会を設けることも行った。

行方不明の未婚の母が再度出産し、施設入所（他施設へ入所）を児童相談所へ依頼した際、合わせて当園入所児を里親委託（養子）希望したケース。一旦同一敷地内児童養護施設への措置変更があり里親委託されたが、乳児院から同一敷地内児童養護施設への移行は行わず、ならし期間を設けながらスムーズな引き取りを模索した。

→双子を出産し、児相により別の施設に措置されていた。前に入所していたきょうだいは、すでに 3 歳になっており、里親委託は時期的に問題があると考えられたが、ならし保育を行うことで、乳幼児院を中心に担当し、引き取りを検討したケース。（里親への委託は 7～8 か月前、遅くとも 1 歳から 2 歳の間で行うのが望ましいと考えているとのコメント）

→児童相談所はこのような場合、訪問や電話によって園の意見を聴くということはあるが、あらかじめ方針は決まっているという印象を持つ。保護者との交渉も独自に行い、連携しながらという態度ではない。児童の最善の利益という観点から、保護者と児童相談所対策を考えるという事態もある。

他乳児院から児童養護施設へ措置された子どもの状態について

児童養護施設の定員がいっぱいであり、5～6 年間では他乳児院からの措置ケースはほとんどない。

言語発達、情緒面の成長において遅れが目立つ。看護婦中心の乳児院が多く、生活の場として乳児に接するよりも、「看護」という側面が強いのが原因であると考えられる。乳児期には看護の知識も必要であり、看護婦の配置は必須であるが、保育士と看護婦とのバランスが大事である。

他施設からの措置の場合は、乳児院での生活の様子を保育士から聴取する程度で、詳細についての引き継ぎはあまりない。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係（交流等）

同一敷地内児童養護施設への措置変更の場合は前述のごとく「ならし計画書」を作成し、関係者の合意を得ながらできるだけ無理のない移行を心がけている。この場合、乳児ホームの職員が幼児から離れていくというのではなく、園内幼児保育所をつかって、子どもホームの養育者が新たな関係を形成していくということを主眼としている。幼児にとっては、自分に関与してくれる人が新たに増えていると認識させることが望ましい。

乳幼児期にしっかりとした愛着形成ができ、スムーズな移行のできた幼児は、園内幼児保育所と児童養護施設へ意外なくらい容易にとけ込んでいく。乳児院はいわばなつかしい

担当者（ケースマザー、「…ちゃん」）のいるふるさとであり、現在自分は友達や大きいこともう一段上のレベル（園内幼児保育所・児童養護施設一小舎の一棟）の住人であるという認識が形成されるものと見受けられる。

②その語の保護者との関係

その後の保護者との関係も一挙に変更するというのではなく、情報の提供をしながら自然に移行していくというのが現在の状況。

③施設・職員間の連携

施設職員間の連携は、日常的に情報を交換しミーティングするなど、齟齬を来さないよう気をつけている。

4. 児童相談所との関係

形式的に児相からのアプローチは一応あるものの、共働体として乳幼児の福祉を共に追求するというにはほど遠い（形式的である）。個々の児童の最善の利益は何かという点でも一致しないことが多い。そうではあるが、当園としては、知り得た情報の報告や意見具申はできるだけ怠りなく行っている。

直接当園へ養護相談が持ち込まれることもあり、その場合は児相へ連絡をとりながら、家族の当園訪問を促す。

児童相談所から施設訪問の依頼を受けたことはまれであり、措置の場合即入所というケースが殆どである。

児相の専門性の向上が必要→保護者への対応が正確でない（施設側と必ずしも一致しない場合がある）

5. 年齢枠をはずす条件（乳児院）

①職員

満2歳までは1.5対1、2歳以上は3対1程度に、配置基準が向上した場合

②施設設備

最低基準の新規創設。

③ファミリーソーシャルワークの可能性

しなければならない。

年齢枠をはずす条件（児童養護施設）

3歳まで（厳密には2歳6～7か月の時点くらい）は乳児院でカバーできる

3歳以降は、子どもの運動発達や動きにマッチした施設と職員が必要。

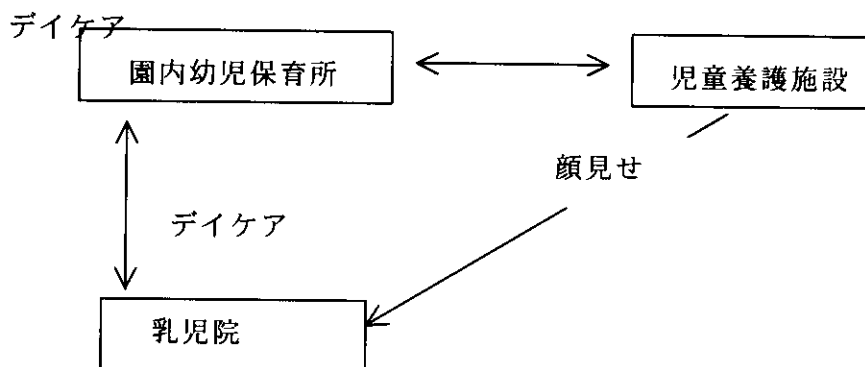
職員→

・最近では乳児と幼児と両方に対応できる力量のある保育士がいない。昔はケアの永続性からも担当制にし、乳児院から児童養護施設への転勤も行っていたが、最近は職員側の希望から、異動は難しい。

・女性保育者は、活発に動き始める幼児の行動を制御する傾向があるので、難しい。

・子どもの情緒発達と言語発達に配慮した措置変更ができる柔軟な制度を。

6. 困難事例は別紙資料参照



< 法人 27 >

・ 乳児院

1. 過去3年の措置変で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

① 実数および入所児童との割合（別紙）

基本的に「養育の連続性」に配慮するという考えから、同一施設内での措置変更を前提としている。定員の問題、児童相談所の考えで他施設へ措置変更された子どももいるが、その場合は親戚が近所にいるとか、きょうだいがすでにその施設に措置されているなどの特別な事情がある場合。もし、親が他施設の近くに居住している場合は、親との関係づくりを行うためにも、近くの施設の方がいいので、変更する場合もある。

② 保護者や児童の特徴

虐待ケースがほとんどである。またはボーダーの場合は、自分が虐待しているかどうかとも理解できない親が多く、親子分離をさせての入所が困難。

③ 平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

長期入所になるか否かは、親子の関係づくりをはかれるかどうかにかかっている。乳児院に措置されたときから、できるだけ家庭復帰を目指して、親子関係を良好にしていく支援を行っている。家庭帰省、外泊などはできるだけやるように指導。施設に入所しても親が「一緒に育てる」という意識をもてるようにしていく。

④ 長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変が前提か

子どもによっては、親と協働できない家庭もあり、そのような子どもの場合は、そのまま児童養護施設に入ってくる場合が多い。このような子どもは、分園型のホームの方で生活させ、できるだけ家庭生活や習慣に身近な環境を体験させるようにしている。

⑤ 引継の方法

児童相談所との引き継ぎは、誕生日を目安に行うが、それほど機械的というほどではない。一応は個々の子どもの様子に配慮した話し合いがもたれている。最近では、乳児院入所の約9割がそのまま児童養護の方へ持ち上がっている（家庭復帰が難しい困難ケースが

多い)

2. 他施設に措置変された児童について

他施設へ措置変更になった後の情報流通がないので、わからない。また、他施設にいった場合、こちらからの問い合わせや関わりは積極的には持たない。(現在の生活に慣れる方が大切)

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

家庭復帰が困難であるとはっきりして、児童養護施設の方へ措置変更が必要であることがわかったら、誕生日の1か月前くらいから慣らしていく。しかし、1階と2階という近くにあるので、日常的な交流を中心としており、特に意識しているわけではない。

4. 年齢枠をはずす条件

年齢枠を外せばすべて解決というわけではないはず。要保護児童のケアをどのようにしていくのかという総合的なビジョンが最初にあって、その結果に年齢枠を外す必要があるのか、ないのかを議論すべき。最初から乳児院や児童養護施設の大量入所施設の存続が前提となっている考え方には疑問。

現在の乳児院、児童養護施設のように、子どもの頭数で経営を成り立たせるような仕組みをかえるべき。

「乳幼児ホーム」というより、「子どもの暮らし」、「子どもの発達」そのものをみていく体制・視点が必要。

年齢枠を外せばそれで「養護の連続性・一貫性」を保てるとも思わない。Permanencyという概念を前提におくべきで、それを実現しようとしたら、年齢枠という発想は必要ないはず。

現状の仕組みの中で年齢の線引きをしても意味がない。子どものケア、子どもの成長を見直す仕組みが必要。

5. 他施設からの入所児童の事例で処遇困難事例を1～2お教えてください。

他県からの措置

<法人28>

・乳児院

1. 過去3年間の措置変更で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数および入所児童との割合

平成9、10、11年に入所した子どもは合計39名で、退所は22名。

退所した子どものうち、13名が家庭引き取り、2名が里親、措置変更は7名。

措置変更のうち、1名が他施設へ、残り6名が養護へあがった。但し、うち3名は、里親への措置変更が決まっていたので、養護に籍を置いていたが乳児院でみていた。よって実質的には3名が養護へあがった。

②保護者や児童の特徴

養護へ措置変更された3名はいずれも母親が保護者で、精神疾患(躁鬱)で入退院を繰り返していたケース、母親が家出し祖母では養育困難なケース、母親の生活状況が不安定なためみられないというケースであった。面会にはよく来ている。

引き取ると言いながら、なかなかできないケースが多い。

子どもについては変わっているところはない。発達も遅れはない。

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

途中で引き取られなかった分、長い。

新生児ケースが多い。母親が精神疾患のケースは、生後1ヶ月で入所。

里親ケースであれば、入所段階で児童相談所と協議している。

④長期的養護が見込まれる場合には同一施設内児童養護施設への措置変更が前提か

子どもとも親とも関係ができているので、その人間関係を前提に基本的に同一法人で措置変更している。

⑤引継の方法(同一敷地内児童養護施設との引継、児相との引継)

<施設間>

入所時点で、児童相談所から里親ケースか、長期か、短期かの情報が入っているため、施設間で、措置変更の適正な時期及び方法を検討するための「見究め会」を両施設長、両主任、両指導員で行っている。この会議では、親の状況、子どもの発達状況等から長期養護を見据えた総合判断をし、方向性をだす。

あがる時期が決定すると、ならし期間を丁寧にもつ。院内保育を手始めにあがる準備をする。期間については、子どもの性格をみて、2ヶ月くらい前からする場合もあるし、短期間もある。この間、食事や外泊、遊びを重ねる。その際、かえって不安を掻き立てないように配慮する。“子どもの背中をポンと押す時期”を細やかに配慮する。また、馴染みにくい子の場合は、措置変更時、乳児院の担当保母が養護で2～3泊一緒に泊まることもある。

泣いて戻ってくる子もいるが、それはそれで受け入れている。子ども自身ががんばって馴染もうとしている。上の子との遊びに興味が向くと馴染む。

<児童相談所>

日頃から連絡を密にとっている。措置変更時には判定をし、時期を協議して決める。

措置変更は、事務的な時期と実際の時期がずれることが多いが配慮されている。例えば、ダウン症児を養護に籍を置きながら4歳までみたこともあった。また、引き取ると言いながらなかなか引き取らない場合や里親委託が決まらないといった曖昧な状態の時には措置延長する。

⑥保護者への説明方法(どの機関施設が、どの時期に)

乳児院が児童相談所へ行くように促し、児童相談所で保護者の意思確認をし、措置変更を説明する。

施設としては、保護者に養護の事前見学をしてもらったり、両施設長と保護者同席の引

継ぎを行う。

まったく面会がないケースの場合は、児童相談所が担当する。

2. 他施設に措置変更された児童について

①その理由（保護者や児童の特徴を含む）

保護者の都合できょうだいをケースを他の施設と分けて措置している場合。

障害で専門病院・施設へ。

養護が女子を受け入れていなかった時代。

②引継の方法（当該児童養護施設との引継、児相との引継）

＜施設間＞

相互の施設訪問。ならし期間（長い場合は2ヶ月くらい）を設け、その間、担当職員と子どもが先方の施設へ3泊4日の宿泊等を行う。当然、職員は先方の施設で邪魔にならないよう気を配ったり、仕事を手伝ったりして気を使うが、施設によっては「助かります」と施設長が言ってくる場合もあるが、必要ないと拒否される場合もある。

文書での引継。

乳児院にいる間のアルバム（2歳半で5冊くらいになる）と、育児ストーリーをあわせて送る。

児童相談所については同じ。

③保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

基本的には同一法人施設と同じ方法。

他の施設への措置変更の場合は、保護者の意向によるものなので、特に問題はない。

病気は障害が理由の場合は児童相談所が行う。また、措置変更の事務的手続きについては児童相談所。

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無

変更後は施設としては、基本的にタッチしない。しかし、担当職員は1対1の関係で集中して関わり、発達の激しい大変な時期をともに過ごしているために、気持ちがいっている。連絡をとったり、手紙を書いたり、先方の施設の行事に参加したりしている。また、季節里親として夏休みに外泊させたりしている。個人の責任の範囲として認めているが、許可及び報告はさせている。

卒園後、2年くらいは施設の行事に招待している。

自分の育ったところを子どもに見せたいと連れてくることもある。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係（交流状況等）

成長していくことを常にみていられることは職員にとっての喜びであり、里親をしている職員もいる。

赤ちゃん用のブランコで遊んでいる子もいたりして、自然な形で交流している。

②その後の保護者との関係

基本的にはバトンタッチをしているので、主導権は養護に移っており、区切りはつけている。

育児相談などは受けている。

③施設・職員間の連携

施設・職員間の役割分担はあるが、連携は密にとれている。

毎朝礼後に、職員同士で情報交換をしている。

月に1回、定期的に乳幼児連絡会をもっている。

必要に応じて、施設長レベル、担当職員レベルで話し合いをしている。

現在、建て替え工事中のために事務所が一緒に、さらに関係が深まっている。

4. 児相との連携

①事前打診の有無

3～4ヶ月毎に、子どもの情報(発達状況、子どもの様子、親の面会等の情報)を書面で報告し、また、突発的なことは電話で担当ワーカーに随時報告しているため、日常的な自然な流れの中で、そろそろですね、といった話がでる。一方的な打診はほとんどない。

神戸市の場合は、措置年齢の幅が緩やかなので、家庭引取りや里親委託が流動的な場合も連絡を取り合ってゆるやかに行っている。

②保護者との連絡等の役割分担

<児童相談所>

施設サイドの情報・方針を汲みあげ、保護者の意思確認や措置変更等を決定する。

担当ワーカーのやり方や性格にもよる。

<施設>

保護者の背景については面会等も多いので、施設のほうが情報を把握しやすいので、児相へ知らせる。

保護者については基本的には児童相談所の守備範囲。虐待ケースに限らず、面会制限等については児童相談所から言ってもらふ。ただ、突発的なことは施設で対応する。以前、突然、親が子どもを引き取るといって連れて帰った時も施設の職員が一緒について帰って、結果的に親が音をあげたので子どもを連れ戻してきたことがあった。

保護者が精神障害の場合などは、病院の医師やワーカーと連携をとる。

③施設訪問

行事への招待。

監査、入所時、判定、里親面接等。

神戸市の場合、ワーカーは地区担当制になっているので、養護にきた際に寄ってもらう。

5. 年齢枠をはずす条件

①職員

②施設設備等

質問の意味がよくわからない。

ひとりの子どものにとって、必要な時に必要なものを、厚く、深く提供することが大切。そのため、発達年齢によって専門分化していいのではないか。乳幼児期にきっちりとした養護があることは、子どもの成長に必要なこと。そのため、「0歳から20歳まで」を処遇方針とし、一人ひとりにあった入所からの処遇プランをつくっていく。何より“その

子のため”が第一。

子どもにとって、担当職員が変わることはしんどい。乳幼児ホーム構想では、3・4歳で家庭に引き取られることを前提に完結させようとしているが、ひとりの子どもの施設での生活を、その子の人生を視野に入れて考えることが大切。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

新しい建物では、家庭支援センターを併設する。

家庭支援相談員制度に先駆け、5年前から4大卒のワーカーを採用した。最初の2年間は保母職としての職務を経験させ、その後は兼務させている。

勉強会やケース検討会などを通して実際に学ぶようにしている。

6. 他施設へ措置変更がなされた事例及び同一法人敷地内児童養護施設へ移行した事例のなかから処遇困難ケースを1～2お教えてください。

特になし。

7. 貴施設の特徴的な点

乳児院の院長が、養護施設を経験しているのも、質的にも連携がとりやすく、強みになっている。

同一敷地内にあることを最大限活用しているため、子どもの養護に連続性が強い。

・児童養護施設

1. 同一敷地内乳児院からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴

在籍児童63名。入所理由は、母親就労：10名、父親就労：3名、母親病気：6名（長期の精神疾患）、行方不明：5名、その他：2名。

在籍児童中26名が乳児院からで、ほとんどが同一法人の乳児院から措置変更。年齢構成は、幼児6名、小学生12名、中学生3名、高校生5名。

児童の特徴は、おっとりしている。また、勝手知ったるで、のびのびしている。家庭からきた子は親の苦労を見ているので生活力が違う。また、他者との関係性があり、安定感がある。

②退所後（これは過去3年に限らない）の動向

里親へは3年に1～2ケースある。

基本的には家庭復帰を前提にしているが長期養護になりやすい。

③保護者との関係

措置変更時に保護者自身にもならし期間をもうけ、施設の見学、施設長及び職員との顔合わせ会をもっている。

乳児院からの流れで自然に関係ができていく。養護にきた後も、乳児院に挨拶に行ったりしている。

④乳児院との交流

毎朝礼後に、職員同士で情報交換（きょうだいの様子、親の様子や面会状況など）をし

ている。

毎月、乳幼児連絡会をもっている。

施設長レベル、きょうだいケースの担当職員レベル等の打ち合わせも随時行っている。

職員間の交流もさかんであるが、子ども間の遊びを通して密な交流がある。

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

①同一敷地内乳児院からの児童との差異

特に措置変更児はいない。

②処遇で配慮すること

特になし。

③措置元乳児院との連絡調整

もしあった場合は、同じようにする。

3. 児相との連携

①事前打診の有無

基本的連携はうまくいっている。

乳児院欄に記載の通り。

震災の時も、児童の一時保護を25名受けるなど、協力し合っている。

②保護者との連絡等の役割分担

主導権は施設がもち、児童相談所に処遇方針を伝える。

保護者の意思確認をする場合も、児童相談所、保護者、施設の三者会議をもつ。

③施設訪問

教護ケースを多く（19名中6名で、中高生での入所も多い）受けているため、問題行動（無断外泊等）時にはワーカーは飛んでくる。日常的にくる頻度が高い。

行事への招待。

乳児院訪問の際に立ち寄る。

4. 年齢枠をはずす条件

①職員

②施設設備等

上記2点については、乳児院と同意見。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

特になし。

5. 他の施設からの入所児童の事例で処遇困難事例を1～2お教えてください。

乳児院からの入所児童というより、他の養護施設の処遇困難児を受け入れることが多い。

6. 貴施設の特徴的な点もあわせてお教えてください。

.....

＜法人 29＞

・乳児院

1. 過去3年間の措置変更で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数および入所児童との割合

平成9年：8名、10年：6名、11年：3名。全員、同一敷地内の児童養護施設へ移る。

②保護者や児童の特徴

特になし。

全体的傾向として、精神疾患、未婚が増えている。未婚の場合の母親の年齢が低年齢化している。2年前までは短大生だったのが、現在では高校生が多い。その場合は、祖父母が面会にきている。

家庭引き取り児童との違いは、単親あるいは、多子ケースが多い。両親がいても、母親が精神疾患の場合は引き取られないこともある。

集団のために家庭生活の体験が乏しいための遅れが目立つ。ただし、1歳以降に入所してくるケースで、保護者が子どもの世話ができないために、かえって遅れている場合もある。

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

長期傾向にある。その理由として、入所年齢が低いための長期化、精神疾患による入退院の繰り返しで長期化、未婚のケースでは、引き取りあるいは親権放棄の意思確認がとれずに長引く場合がある。

④長期的養護が見込まれる場合には同一施設内児童養護施設への措置変更が前提か

基本的にすべて同一法人の養護施設へ措置変更される。

発達検査で心身の遅れがみられたり、虚弱な場合は、他の専門施設へ。

2歳児で立つことも這うこともまったくできないケースを3歳になるのを待って障害児施設へ措置変更した例がある。

措置変更の年齢が比較的融通がきくので、父子家庭の全盲の児童を4・5歳まで預かったこともある。

⑤引継の方法（同一敷地内児童養護施設との引継、児相との引継）

児童相談所へは、毎月、子どもの発達状況、様子（写真を添付）、面会状況や面会時の保護者の様子を文書で送っている。その他、特質事項があれば、その都度電話で連絡している。よって、連絡が密に取れているため、ほとんどは施設のほうから児相へ措置変更の連絡をして、判定（発達検査）にきてもらう。

面会にくる親に対しても、施設で説明をし、児童相談所へ行くように言う。保護者に引き取りの意思がある場合の調整は、児童相談所でおこなう。

今まで、児童相談所のほうから連絡のあったケースは、昨年2歳で入所した被虐待児のケースで、この児童は駅に遺棄され、鼓膜が破れているという障害があったため、他県の聴覚障害の施設への措置変更を連絡してきた。措置変更先へ担当職員と児童が訪問した際、職員との関係が極めて良好で発達には問題がないとのことで、この9月で3歳になるが現在まだ入所している。

施設間の引継ぎは、発達状態を文書で担当に渡すと同時に、1週間から10日の慣らし期間をもうける。担当居室へ午前中に遊びに行ったり、食事をしたりする。また、措置変更の日は経験のあるよくなれた職員が宿直の日を選んで行う。「ぼく、養護へ行く。」といていた子が逃げ帰ってくることもある。

⑥保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

面会のある保護者、あるいは祖父母へは、施設から誕生日前に移ることを伝える。施設から伝えたほうが安心感がある様子。しかし、慣らし期間中に行方不明になったケースもある。

2. 他施設に措置変更された児童について

①その理由（保護者や児童の特徴を含む）

里親委託（病院から母親が消えたケース）。家庭養護促進協会が積極的に動いている。虚弱、知恵遅れ、全盲など発達の遅れや障害がある場合に、専門施設への措置変更。

②引継の方法（当該児童養護施設との引継、児相との引継）

児童相談所から専門施設への措置変更の連絡がある。

施設へは発達及び状況報告の文書のみ。

③保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

児童相談所が時期をみて説明する。

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無

里心がつくので、行かないようにしている。職員が手紙を書いたこともあったが、措置変更先に施設から帰りたがるので出さないでほしいとの連絡があったことがある。

会合などで会った時に職員から様子を聞く程度。

前述の全盲の子の父親が子どもを正月に連れてくる。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係（交流状況等）

夏祭り、運動会、人形劇など行事の時に子どもたちを招待するが、日常的にはない。慣らし保育期間の交流のみ。

きょうだいケースの場合は、散歩の途中であったり、遊びに来たりはする。

小学校の授業で子どもの頃を調べてくる宿題が出ると、「ぼくの赤ちゃんだった頃、どうだった？」とききに来る子がいる。

②その後の保護者との関係

面会に来た時に話すことがあるくらい。

③施設・職員間の連携

合同職員会を年に1回もっている。

わからないことがあると問い合わせがくることはある。また、養護の幼児担当職員を職員会議に呼んで話をきく場合もある。

乳児院に囑託医が週に2回来る時に幼児を連れてくる。

人事異動で、過去に乳児院から養護施設へ職員が移動したことはある。その時は、措置変更児童が多数いたため。

4. 児相との連携

①事前打診の有無

前述の通り。連携が密にとれているため、施設から児童相談所へ連絡し、判定（発達検査）に訪問してもらう。

②保護者との連絡等の役割分担

前述の通り。

③施設訪問

監査。

入所、判定。

行事（夏祭り、運動会、クリスマス）に招待する。

5. 年齢枠をはずす条件

①職員

2～3歳までは十分なケアが必要なため、年齢枠を3歳まで広げることは考えられる。但し、単純に増員したからといって解決できる問題ではない。

年に一度、1対1の関係を深めるために“しあわせの村(市内)”へお泊り保育を実施しているが、こうしたことは養護では無理。

②施設設備等

3歳まであげた場合、病児保育用の部屋が必要。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

家庭支援相談員制度ができて、前述したような児相への毎月の連絡を行うようになった。

また、母親が入院しているケースでは、病院のケースワーカーと連携を取り、月1回の面会に子どもを連れて行っている。

6. 他施設へ措置変更がなされた事例及び同一法人敷地内児童養護施設へ移行した事例のなかから処遇困難ケースを1～2お教えてください。

特にない。

7. 貴施設の特徴的な点。

措置変更後も子どもが安定している。

小舎制、担当制によるクラス編成(前述)。特定の職員が入所から退所まで担当しているため、発達において言葉を早く覚えるなどのメリットがある。また、担当が少人数なので、子どものペースにあわせられるし、日常的な自由がきく。家庭と同じ。一方、デメリットとしては、家庭引き取りがあると担当数にばらつくがでる、信頼関係はできるが後追いをするなどがある。

ショートステイなどで、措置が適当と思われる場合は児相を紹介する。

・児童養護施設

1. 同一敷地内乳児院からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴

<職員からの回答書>

保護者については、まず家庭環境の不安定さからの将来を悲観する言動がよくあり、保護者自身が置かれている社会的立場の低さや努力しているが経済的にもまったくゆとりがもてないこと、又、子どもを養育することが困難であること等の同意を求めてくる。

以上のように子どもを引き取る意欲が乏しく感じられ、世間一般的な挨拶を行い、引き続き子どもを施設に預かってもらいたいとの意向を出す。

児童については、これまでに施設での生活体験があり、また、同一敷地内のため、乳児院籍のときから児童養護施設の職員とも交流があったり、乳児院からの友だちもいることにより、一般家庭からの入所と比較してもスムーズに溶け込むことが出来るように感じる。それから、児童の個人としてとらえると、先天的に知的な低さや持病があったり、多動で落ち着きの無い児童が多い。

<施設長からのヒアリング>

70～80％が乳児院(すべて同一法人)から。

児童の特徴

集団意識が子どもの生き方や価値基準を支配している。集団の閉鎖性のなかで生きている(家庭から入所した子が、自分はよそ者で、ずっと耐えてきたと爆発したことがあった)。

実生活的経験が少ない。社会の仕組み・現実について理解していない。日常生活の現実味が無い。それは、家族や親戚から生きるための情報が入ってくる中で自分を見ていくことがないため。生きる武器を持っていない。そのため、幼児から小学3年まで全員に季節里親をつけ、家庭の営みを体験させ、“私の里親”という財産をもたせている。これにより“自分のもの”と“他者のもの”を教え、あわせて“自己責任”と“個”の意識をもたせるようにしている。

自分がここから出てどう生きていくか考える力が乏しく、甘えの意識が強い。危機意識が弱い。高校進学にも目的意識がない。

家庭から入所した児童は、現実的にものを考えている子が多い。

保護者

乳児院からの保護者は施設への甘えが強い。自分自身が自立的に生きている。

途中入所の保護者は“自分”が強い。

②退所後（これは過去3年に限らない）の動向

<職員からの回答書>

低年齢のうちに保護者引き取りになった場合は、保護者自身が施設を敬遠している傾向があり、居住地が遠方になったりして退所後の動向が不明である。

高年齢の児童の場合は保護者のもとを飛び出し、行方不明となるケースが多いが、ある時期になると施設の指導員や保育士や施設長を訪ねて来ることがある。

<施設長からのヒアリング>

在籍年数が長いので、関わりも長い。

高校進学→卒業・就職自立が多い。通勤寮をつくる必要がある（2年後の建て替えを目指して検討中）。

20歳までの措置延長・停止が必要。

離婚が増えている。特に子どもが産まれた後に家事が増えるための離婚。そのため、在園中から高校1年で乳児院で乳児を扱い、高校2年からアルバイトを経験させている。

③保護者との関係

<職員からの回答書>

同一敷地内ということで施設における方向性や特徴を把握していただいております、ある程度の安心感をもっておられるようです。保護者との関係は良好である。

<施設長からのヒアリング>

虐待する親の加害者像を考える時、親も被害者という認識が必要。ただ、虐待を隠しているケースは関わりがしんどい。

親が泣き言を言ったときが人間関係のきっかけ。

④乳児院との交流

<職員からの回答書>

合同の行事こそ行っていないが、日頃より職員、子ども共々顔を見合わせたりしており、散歩の行き帰りや遊びの中で兄弟の交流の場ともなる。ただ、幼児期の成長段階において幼い乳児と遊ぶことまでは期待できない。

<施設長からのヒアリング>

特になし。

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

①同一敷地内乳児院からの児童との差異

②処遇で配慮すること

③措置元乳児院との連絡調整

<職員からの回答書>

当施設では他の乳児院からの措置変児童がいないため回答不可。

<施設長からのヒアリング>

経験が無い。

3. 児相との連携

①事前打診の有無

<職員からの回答書>

児相及び乳児院より措置変の必要年齢期児童の連絡をもらい、児童本人に対しならし保育を実施する。児童によって期間はまちまちだが、だいたい1～2週間程度行う。

<施設長からのヒアリング>

特になし。

②保護者との連絡等の役割分担

<職員からの回答書>

措置変対象児童の保護者への連絡は児童相談所が行い、保護者を通所させる。その上で、保護者の家庭環境の調査や今後の方針を聴取する。その後、面会や外泊時に来所したときに住居や担当者が変わったことを伝え、児童の近況の報告を行う。

＜施設長からのヒアリング＞

未整理の状態。

児童相談所が行政責任としてすべきことではあるが、現実には施設が子どもと親の接点の役割。流れとしては施設がする必然性はあるが、それを保障していく社会的・制度的認知が必要。

③施設訪問

＜職員からの回答書＞

児相のケースワーカーが施設に訪問し、対象児の様子等の調査は少ない。

＜施設長からのヒアリング＞

年に1回、監査の時に現場と議論する。

ケースの措置変及びトラブルの時は必ず来園する。

行事への招待

4. 年齢枠をはずす条件

①職員

＜職員からの回答書＞

職員の配置基準を見直し職員の増員が必要である。

また、職員の処遇の向上を目指し、より専門的知識を深めるための研修の整備が必要。

＜施設長からのヒアリング＞

特になし。

ただ、生活・日課プログラムが大きく違い、労働の質と時間が違う。

②施設設備等

＜職員からの回答書＞

年齢相応に応じたテーブル、いす、ベット等の設備はもちろんのこと、生活の場の他に昼間に設定保育等ができる空間の確保が必要。

＜施設長からのヒアリング＞

特になし。

ただし、するとすれば、乳児部、幼児部といったユニットを組まざるを得ないだろう。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

＜職員からの回答書＞

現状では職員定数や専門的知識、社会的情報知識の不足などからこんなではないか。ただ、上記の点を改善したうえで行なうとなれば、児童の施設での生活や児童の性格をよく理解した者に、児相のもつ権限(戸籍謄本を入手等)を与え、社会的地位をPRするなどして他機関の協力が得ることが出来るならば、その可能性は十分にあるのではないか。

＜施設長からのヒアリング＞

親が子どもに会いに来ることを考えるとシステムの中へ入れる必要性があるだろう。

5. 他の施設からの入所児童の事例で処遇困難事例を1～2お教えてください。

他施設からの入所児童の実績なし。

6. 貴施設の特徴的な点

<法人30>

* 事情によりヒアリングは児童養護施設のみで実施した。

在籍児童約60名のうち半数以上は同一法人の乳児院からの措置変更。

同一法人乳児院からの措置変更は、平成9年5人、10年5人、11年7人。他の乳児院からの措置変更はない。本市の場合は児童数が少ないから同一法人へ移される。

1. 同一敷地内乳児院からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴

<児童>

親の希望で、兄弟姉妹が同一敷地内の養護施設と乳児院に分かれて措置されているケースが多い。

在籍期間が長い子が多い。長期が予測できる場合は、乳児院の段階で長期里親へ委託。養護にきてからの里親委託はなかなかない。

放任・ネグレクトの子が多い。

欲求不満の解消ができてにくい。コントロールが不十分。

虐待をいけた子に似ている。自己否定が強い（「もう死んでやる」「殺してやる」）。目標がない。常に同じことをしてほしがる。叱られてもかかわってほしい。他の子と同じようにかまってほしい。大人を挑発する。何か心に引っかかることがあると、目つきや顔つきからして違っている。順番に問題を解決しないと次にすすめない。

大人と関係がとれない。関係をつくってこようとしない子もいる。

乳児院への入所児童の傾向として、生まれた時の条件の悪い子。昔ならば自然淘汰されていたような子で、それでも子ども自身の生命力の強さで生き残ったような子。例えば、棄児、産み落とし。もしかしたら障害があるかもしれないと思われるような子。15年位前から、常に緊張したような身体の突っ張った硬い子が増えてきた。

本能的な表現をすることがある。例えば、泣く時に抑制力がない。また、感情がスイッチを入り切りしたような感じで、泣いていたかと思うと次の瞬間笑っていたり、叱られた後にケロっとしている。

親への願望が強い。

面会にきた大人を「誰のお母さん？」とよくきく。

保護者との関係がないために特別な人との関わり（存在）をもたせるため、施設外にほっとできる場所を確保するために、長期にわたって同じ季節里親、週末里親を利用している。里親を「お父さん」「お母さん」と呼びたがる。

子どもの心のなかに、自分を喜んでくれる“誰か”の存在がない。

家庭からの子どものほうが入所時の不安は強い。

震災によるトラウマは見られず、PTSD も特にない。むしろ、それ以前のトラウマのほうが大きいのか。

障害の重い児童は、専門施設へ措置変更するまで養護施設に籍をおいておいて乳児院で面倒をみる場合もある。児童の居室が2階以上なので、階段が昇れることが必要なため。

<保護者>

行方不明

現在、在園している児童は、就学前の幼児は、親との関係は何かあるが、小学生以上（20人中14名が同一乳児院からの措置変更）は親との関係がほとんどなく、引き取られる見込みもない。中学生以上（7名）は家庭引き取りを拒否した児童1名を除いて、親は行方不明。震災でわかった親もいるが、その場合も電話はあっても住所はわからない。

精神的・身体的に養護能力がないケースが多い。不安定は親が多い。

②退所後（これは過去3年に限らない）の動向

特記事項なし。

③保護者との関係

行方不明の保護者が多いため、ほとんどない。

行方不明の保護者は、基本的に児童相談所が、児童の小学校入学時に探す。見つかった場合でも施設に伝えられない場合もある。施設側が積極的に行うことはない。

④乳児院との交流

措置変更時の引継ぎ

担当職員同士の引継ぎ会と引継ぎ書類。

内容は発達状況、日常生活の様子、親とのかかわり(面会状況)、子どもの特性等。

子ども間の交流

養護の子どもが乳児院に行くことはしていない。乳児院からも同じ。

園庭が一緒なので外で一緒に遊んだり、抱っこしたり、きょうだい同士が遊ぶことはあるので、それなりに顔見知り。

養護に移動になっても不安は少ない様子。

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

①同一敷地内乳児院からの児童との差異

他の乳児院からの措置変更はないため、比較できない。

②処遇で配慮すること

特にない。同じ処遇。

③措置元乳児院との連絡調整

特記事項なし。

3. 児相との連携

①事前打診の有無

正式ルートは、乳児院→児童相談所→養護施設で打診がくるが、児童相談所からの事前打診の前に、乳児院より情報が入る。

②保護者との連絡等の役割分担